

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される。

なお、工業統計調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

3. 調査の期日

平成 17 年工業統計調査は、平成 17 年 12 月 31 日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 F-製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾 0、3、5 及び 8 年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

6. 公 表

平成 17 年工業統計調査の集計結果は、平成 17 年工業統計表「**産業編**」、「品目編」、「市区町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

「産業編」は、全事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「品目編」は、全事業所について、それぞれの事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地、工業用水の使用状況などを表章している。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を、企業単位に組み替え集計したものである。

II 平成17年工業統計表 産業編について

1. 産業編の集計

産業編は、平成 17 年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の全事業所について、産業別に集計したものである。

2. 工業統計調査用産業分類

(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1521 洋紙・機械すき和紙製造業（1521洋紙製造業、1523機械すき和紙製造業を統合）	1521 洋紙製造業 1523 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類 19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	細分類	製造品名	細分類
家 具	1499	人 形	3232
プラスチック版	1621	運動用具	3234
写真フィルム（乾板を含む）	1795	事務用品	3241-3249
履物・同附属品	2022	装身具、装飾品	3251
かばん	2161	ボタン	3253
袋 物	2171	かつら	3255
ハンドバッグ	2172	漆 器	3261
歯車（時計用、がん具用を除く）	2675	暁	3272
軸受（時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く）	2675	うちわ、扇子	3273
軸受（玉軸受、ころ軸受）	2694	ほうき、ブラシ	3274
抵抗器（配電制御用）	2713	傘・同部分品	3275
コンデンサ（通信機用を除く）	2719	喫煙用具	3277
通信機用抵抗器、コンデンサ	2914	魔法瓶	3278
眼 鏡	3161	看板、標識機	3292
歯車（時計用）、軸受（時計用）	3171	パレット（運搬用）	3293
時計側	3172	モデル、模型	3294
楽 器	3221-3229	工業用模型	3295
がん具、歯車（がん具用）、軸受（がん具用）	3231	レコード	3296

3. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 衔番号の上 4 衔で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 衔の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 衔番号を決定する。次に、その決定された 2 衔の番号のうち、前記と同様な方法で 3 衔番号（小分類）、さらに 4 衔番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類 23 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜钢管製造業」、「伸線業」及び「他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

4. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成 17 年 12 月 31 日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成 17 年 12 月 31 日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で當時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(4) 常用労働者年間月平均数（従業者 30 人以上の事業所）は、平成 17 年毎月末日現在の月別常用労働者数を平均したものである。

(4) 現金給与総額は、平成 17 年 1 年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与の額との合計である。

その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などをいう。

(5) 原材料使用額等は、平成 17 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

(6) 製造品出荷額等は、平成 17 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

したがって、本編の製造品出荷額等は、品目編の製造品出荷額とは一致しない。ただし、製造品出荷額、加工賃収入額の全国計は、品目編の製造品出荷額、加工賃収入額の全国計とそれぞれ一致する。

① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 17 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 17 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 17 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他の収入額とは、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入額をいう。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(8) 有形固定資産の額（従業者 30 人以上の事業所）は、平成 17 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額には、次の区がある。

ア 土 地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

なお、西暦末尾 0、5 年については、「ア 土地」を除いた取得額を「新規のもの」、「中古のもの」別に調査している。

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

ア 年末現在高=年初現在高+取得額-除却額-減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減=増加額-減少額

ウ 投資総額=取得額+建設仮勘定の年間増減

(9) リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。ただし、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 17 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成 17 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成 17 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(10) 生産額（従業者 30 人以上の事業所）について、下記算式により算出し、表章している。

算式：生産額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛け品年末価額-半製品及び仕掛け品年初価額）

(11) 付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出し、表章している。

算式：付加価値額=生産額-（消費税を除く内国消費税額（*1）+推計消費税額（*2））-原材料使用額等-減価償却額

① 従業者 30 人以上の事業所

上記算式により算出している。

② 従業者 29 人以下の事業所

算式：粗付加価値額=製造品出荷額等-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）-原材料使用額等

*1：消費税を除く内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2：推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(12) 単位当たりの製造品出荷額等、付加価値額及び現金給与額の算式は、次のとおりである。

① 従業者 30 人以上

$$\text{ア} \quad \text{従業者 1 人当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{(製造品出荷額等)} - \text{(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}}{\text{(常用労働者年間月平均数)} + \text{(個人事業主及び無給家族従業者数)}}$$

$$\text{イ} \quad \text{従業者 1 人当たり付加価値額} = \frac{\text{(付 加 価 値 額)}}{\text{(常用労働者年間月平均数)} + \text{(個人事業主及び無給家族従業者数)}}$$

$$\text{ウ} \quad \text{常用労働者のうち雇用者一人当たり 現金給与額} = \frac{\text{(常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額)}}{\text{(常用労働者のうち雇用者数)}}$$

② 従業者 4 ~ 29 人

$$\text{ア} \quad \text{従業者 1 人当たり現金給与総額} = \frac{\text{(現金給与総額)}}{\text{(常用労働者数)} + \text{(個人事業主及び無給家族従業者数)}}$$

$$\text{イ} \quad \text{従業者 1 人当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{(製造品出荷額等)} - \text{(消費税を除く内国消費税額+推計消費税額)}}{\text{(常用労働者数)} + \text{(個人事業主及び無給家族従業者数)}}$$

$$\text{ウ} \quad \text{従業者 1 人当たり粗付加価値額} = \frac{\text{(粗付加価値額)}}{\text{(常用労働者数)} + \text{(個人事業主及び無給家族従業者数)}}$$

(13) 調査事項に関する詳細は、巻末の工業調査票を参照されたい。

5. 表 章

- (1) 産業小分類に係る細分類が 1 分類のみの場合は、小分類と細分類を 1 行で表章し、名称は小分類の名称としている。
- (2) 本編の概況では、産業名を略称で表示している場合がある。略称については次のとおり。

産 業 名	略 称	産 業 名	略 称
09 食料品製造業	食 料	21 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料	22 窯業・土石製品製造業	窯 業
11 繊維工業	織 繊	23 鉄鋼業	鐵 鋼
12 衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服	24 非鉄金属製造業	非 金
13 木材・木製品製造業	木 材	25 金属製品製造業	金 属
14 家具・装備品製造業	家 具	26 一般機械器具製造業	一 般
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙 パ ル プ	27 電気機械器具製造業	電 気
16 印刷・同関連業	印 刷	28 情報通信機械器具製造業	情 報
17 化学工業	化 学	29 電子部品・デバイス製造業	電 子
18 石油製品・石炭製品製造業	石 油	30 輸送用機械器具製造業	輸 送
19 プラスチック製品製造業	塑 ラ ス チ ク	31 精密機械器具製造業	精 密
20 ゴム製品製造業	ゴ ム	32 その他の製造業	其 他

6. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
498,923	470,168	94.2%	468,841

注 1. 調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所及び操業開始後未出荷の事業所を含まない。

注 2. 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

7. 記号及び注記

(1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「χ」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。

(2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。ただし、「5. 1事業所当たり及び従業者1人当たりの統計表」については、千円単位としている。

III その他の注意事項

1. 新潟県十日町市、山古志村及び川口町は、新潟県中越地震により、平成16年工業統計調査においては調査対象から除外されている。
2. 東京都三宅島については、火山災害により、平成12年～平成16年工業統計調査の調査対象は存在していない。
3. 過去の数値の一部に訂正があり、平成16年の数値について訂正箇所に「r」を付して修正しました。
4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成17年 工業統計表[産業編]」による旨を明記してください。
5. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

電話 (03) 3501-9929、9945 (直通)

統計アクセス用 URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

本統計表は再生紙を使用しております。